

平成21年

上砂川町議会議録

第4回 臨時会

上砂川町議会

平成21年第4回臨時会

(5月26日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案 可決）	3
閉会の宣告	5
出席議員	7
説明のため出席した者	8
事務局職員出席者	8

平成 2 1 年

上砂川町議会第4回臨時会会議録（第1日）

5月26日（火曜日）午前10時00分 開会
午前10時07分 閉会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
5月26日 1日間
- 第 3 議案第24号 一般職の職員の給与
に関する条例等の一部を改正する条
例制定について

○会議録署名議員

6番	大	内	兆	春
7番	川	上	三	男

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） それでは、皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成21年第4回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定に

よって、6番、大内議員、7番、川上議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第24号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） それでは、ただいま上程されました議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたしたいと思っております。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由としては、平成21年5月1日付の人事院勧告に基づき、職員等の期末、勤勉手当の支給に関し、関係条例を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第24号につきまして内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、平成21年5月1日付の人事院勧告に基づき、一般職及び議員各位を含みます特別職にかかわる本年6月に支給されます期末、勤勉手当の支給月数につきまして改正し、あわせて行財政改革によります独自削減分の削減内容について見直しを行うものでございます。

お手元に配付してございます資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。初めに、人事院勧告の概要でございます。1の①に記載のとおり、人事院は本年4月に景気の底冷え感など現下の社会経済情勢を受けまして、民間企業における夏季一時金に関する特別調査を実施したところでございます。国家公務員に対しまして、6月に支給する一時金の額を暫定的に減額する措置を講ずる必要がある旨の勧告を行いました。

主な勧告内容でございますが、②の表のとおりでございます。一般職につきまして、6月期における支給月数につきまして、期末手当の支給月数を1.4月から0.15月引き下げまして、1.25月といたします。勤勉手当につきましても、0.75月から0.05月引き下げ、0.7月とし、トータルで0.2カ月分を引き下げまして、現行支給月数2.15月を1.95月とする特例措置を講ずるとしたもので、これにつきましては5月の15日、正式に閣議決定がなされたところでございます。

道におきましても同様の措置がなされる予定でありますので、本町におきましても人事院勧告を尊重することを基本としていることから、これに準拠いたしまして、一般職の6月支給分について0.2月を引き下げ、また議員各位を含みます特別職につきましても、2の表に記載のとおりでございますが、期末手当の支給月数を現行の2.125月

から0.2月を引き下げ、1.925月とするものでございます。しかしながら、本町の場合、行財政改革の一環といたしまして、平成17年より期末、勤勉手当の支給額につきましては一般職及び議員を含む特別職で10%の独自削減に取り組んでおりまして、あわせて基本給につきましても一般職で15%、町長で30%、副町長、教育長で25%、議員各位におかれましても議長で17%、副議長で12%、議員の皆様で10%の削減を継続しておりますことから、ラスパイレス指数も全国で下から4番目と相当低い水準にあることをかんがみまして、本年6月の一時金支給に関しましては人事院勧告に準拠し、0.2月は引き下げることにいたしますが、急峻な所得の低下を避けることから6月期に限り独自で削減しております10%の削減は適用しないというふうにとらえるところでございます。なお、今回は一時的措置でございまして、地域医療を担う医師の確保を図る観点からも、町立診療所医師に関しましては一時金の引き下げを見送りたいと考えているところでございます。

今回の人事院勧告は、人勧史上初めての夏季手当の削減となり、あくまでも暫定的なものとしておりまして、本年8月には改めて通常の勧告がなされると思われまますので、その時点で再度お諮りしてまいりたいと考えているところでございます。職員の給与につきましては、今後も財政状況に応じて見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

それでは、本文に入らせていただきます。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

（上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 平成21年6月に支給する期末手当については、条例第6条第2項の規定にある「100分の212.5」を「100分の192.5」に改める。ただし附則第2項については、これを適用しない。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

4 平成21年6月に支給する期末手当については、条例第8条第2項の規定にある「100分の212.5」を「100分の192.5」に改める。ただし附則第3項については、これを適用しない。

(教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年上砂川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

4 平成21年6月に支給する期末手当については、条例第2条第4項の規定にある「100分の212.5」を「100分の192.5」に改める。ただし附則第3項については、これを適用しない。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第8項の次に次の1項を加える。

9 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当については、条例第16条第2項の規定にある「100分の140」を「100分の125」に、条例第17条第2項の規定にある「100分の75」を「100分の70」にそれぞれ改める。ただし、附則第8項については、これを適用しない。

附則

この条例は公布の日から施行する。ただし、第4条の規定による改正後の条例は、条例第3条第1項第2号の給料表を適用している職員を除く。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(堀内哲夫) 以上で本臨時会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成21年第4回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(閉会 午前10時07分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 川 上 三 男

出席議員

議席 番号	氏 名	4 臨
		5.26
1	堀内哲夫	○
2	水谷寿彦	○
3	斎藤勝男	○
4	数馬 尚	○
5	高橋成和	○
6	大内兆春	○
7	川上三男	○
8	横溝一成	○
9	柳川暉雄	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 臨
		5.26
町 長	加賀谷 政 清	○
副 町 長	貝 田 喜 雄	○
教 育 長	勝 又 寛	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	×
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
総 務 企 画 課 長	林 智 明	○
総 務 企 画 課 参 事	奥 山 光 一	○
住 民 福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○
住 民 福 祉 課 参 事	小 林 均	○
税 務 出 納 課 長	高 木 則 和	○
建 設 水 道 課 長	清 野 勝 吉	○
消 防 長	川 下 清	○
教 育 次 長	渡 辺 修 一	○
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	高 橋 良	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 臨
		5.26
事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
書 記	三 上 美 知 子	○